

## 最高裁判所長官からのごあいさつ

このたび、法令の手続に従った抽選の結果、あなたが裁判員候補者に選ばれたことを御連絡致します。来年一年間に、具体的な事件で裁判官とともに裁判をする裁判員に選任される可能性があることを御承知おきいただきたいのです。といっても、突然この通知を受け取って不安になったり、このような制度がどうして存在するのか、疑問に感じられるかもしれません。そこで、この場をお借りして、裁判員制度が導入された趣旨や、この制度がもたらすものについて、少しお話したいと思います。



裁判員制度は、国民の皆様に裁判員として刑事裁判にかかわっていただくことが、司法に対する皆様の理解の増進と信頼の向上につながるとして導入されました。世界を見渡しますと、欧米を中心とする多くの国々において、刑事司法への国民参加が広く行われてきました。他方、我が国の刑事司法の歴史を振り返りますと、戦後、複数回にわたる法改正を経ながらも、平成21年5月にこの裁判員制度が導入されるまで、国民参加ということは考慮されてきませんでした。「裁判員」の名称の生みの親である東京大学名誉教授・松尾浩也先生は、このような我が国の刑事司法のあり方を航空機にたとえ、近代的な訴訟原理という片方のエンジンが回っている一方で、もう一方の国民参加というエンジンは回っていない、と評されました。裁判員制度は、まさにこの国民参加というエンジンとして導入されたものです。

価値観の多様化、相対化の進む現代においては、事件の真相をとらえ、多角的な観点から検討を加えた質の高い裁判を行うことが求められています。裁判員制度は、国民の皆様の様々な視点を審理に反映することを可能とする制度であり、そうした裁判を実現する上で大きな助けとなっていると思います。また、皆様の様々な視点を取り入れる前提として、法廷での審理のあり方にも工夫を重ねており、専門家ではない一般の方々にもわかりやすい刑事裁判になってきています。こうした状況は、国民参加というエンジンが回り始めたことにより、初めてもたらされたものであるといえるでしょう。

裁判員制度は、施行から7年目を迎え、国民の皆様の高い意識と誠実な姿勢に支えられながら、概ね安定的に運営されてきました。裁判所では、この通知を手にした皆様が裁判員として刑事裁判に安心してご参加いただけるよう万全の態勢を整え、皆様の裁判員裁判への積極的なご参加をお待ちしております。

今後とも、裁判員制度へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

最高裁判所長官

寺田逸郎